

令和5年度
与論町文化観光資源ガイドライン

令和6年3月

鹿児島県与論町

目 次

1. はじめに	1
2. 与論町文化観光資源ガイドラインの策定	2
3. 与論町文化観光資源ガイドラインの運用	8
4. 地域資源リスト	12

1. はじめに

与論島には琉球と薩摩両方の影響を受けた多くの歴史的、文化的資源が見られ、これらは島の自然や生物等との関連も強く、島の自然環境と同様に地域固有の資源といえます。

また、与論町は令和3年度より、持続可能な観光の国際基準(GSTC:Global Sustainable Tourism Criteria for Destinations)及び日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D:Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations)にもとづく持続可能な観光地域づくりに取り組んでおり、与論島の持続可能な観光振興においても地域の歴史的、文化的な資源は、非常に重要なものと位置付けられます。

このように与論島にある様々な資源について、本ガイドラインでは、歴史的資源と文化的資源を中心に、資源の特性を鑑みて観光利用について与論島としての方向性を明確にするとともに、バランスの取れた維持管理や保護保全について示すものです。

なお、本ガイドラインは、島民の生活や行動を規制するものではなく、来島者および観光事業者に対し、対象とする資源の観光利用の考え方や方向性をまとめたものです。

2. 与論町文化観光資源ガイドラインの策定

(1) 本ガイドラインの背景と考え方

本ガイドラインは、GSTC および、JSTS-D にのつとつて策定を進めました。

国内で観光に取り組む各地では、文化資源を含めた観光資源の活用において、近年、SNS による情報発信が盛んになり、資源が広く周知されるなかで、意図しない資源の観光利用や資源本来の特性と異なる運用等が生じ、問題になりつつあります。

このような状況は、与論町においても例外ではなく、同様の問題が顕在化しつつあるため、早急な対応を考えていくなかで、与論町と観光事業者、文化財に知見のある地域の有識者を交えながら、本ガイドラインを策定することとなりました。

島内の地域資源が観光客や観光事業者等による SNS 投稿で知られることから、ゴミの不法投棄や焚き火等の問題も生じており、(一社)ヨロン島観光協会が発行しているガイドマップや同協会のインターネットサイト上で資源の概要や資源のある場所等の情報掲載を行わないようにするなどの対応策を実施していますが、資源の保護保全と利活用の両立は難しい状況にあります。

そのため、与論島内の歴史的、文化的資源について、観光活用と保護保全のバランスを踏まえた利用を促進するために、本ガイドラインを策定することになりました。

(2)与論町文化観光資源ガイドライン策定委員会について

本ガイドラインを整備するにあたり、与論町文化観光資源ガイドライン策定委員会を設置し、以下の①～③の各点について確認、議論、検討を行いました。

①資源リストとガイドラインの確認

掲載する場所、利用レベルの確認(定義や公表、対策等についても明記)

②今後のガイドライン運用と検証体制の議論

- ・リストとガイドラインの管理運営
- ・評価・検討委員会(仮称)を年1回以上開催し、ガイドラインの内容等について評価・検討し、必要に応じた見直し
- ・委員は、文化財保護審議委員と観光関係より各3名程度とし、与論島エコツアーガイド連絡協議会および(一社)ヨロン島観光協会等から選出

③公表・対策等の検討

- ・ガイドラインの公表方法(役場・観光協会 HP、与論島エコツアーガイド連絡協議会、週報等)を検討
- ・資源のレベルに応じて、何を誰に公表するのかを検討
- ・利用制限がある資源や場所については、看板の設置を検討
- ・R6 年度の観光施設等環境整備業務委託で整備し、観光協会の HP 等で公表を検討



図 1:第 1 回 与論町文化観光資源ガイドライン策定委員会

(3)策定委員会開催概要

①第1回 与論町文化観光資源ガイドライン策定委員会

・日時:令和6年3月1日(金) 17:00～19:00

・場所:与論町役場会議室

・検討会の議事:

1. 開会
2. ガイドライン策定の目的・概要について
3. スケジュールについて
4. 資源リストの掲載資源の検討について
5. 閉会

②第2回 与論町文化観光資源ガイドライン策定委員会

・日時:令和6年3月26日(火) 15:00～16:30

・場所:与論町役場会議室

・検討会の議事:

1. 開会
2. 凡例(案)の確認
3. 対象とする資源の確認
4. リストの記載内容の確認
5. 今後の運用方法について意見収集
6. 閉会

③第3回 与論町文化観光資源ガイドライン策定委員会

・日時:旧暦令和6年3月29日(金) 15:00～16:30

・場所:与論町役場会議室

・検討会の議事:

1. 開会
2. 第2回検討会で決めた凡例と資源内容の確認
3. 今後の活用方策、運営方法の確認
4. 閉会

④策定委員および事務局

・策定委員

役職	氏名	所属・役職
委員	麓 才良	文化財保護審議委員会委員長・エコツアーガイド連絡協議会会长
委員	菊 秀史	文化財保護審議委員会委員副委員長
委員	吉田 勉	文化財保護審議委員会委員
委員	川畑 こず枝	エコツアーガイド連絡協議会(自主ルール策定委員)
委員	本園 秀幸	ヨロン島観光協会副会長、エコツアーガイド
委員	南 勇輔	与論町教育委員会・学芸員

・オブザーバー・事務局等

役職	氏名	所属・役職
オブザーバー	樋山 寿春	観光資源リスト作成協力
オブザーバー	大馬 福徳	与論町役場環境課課長(自然環境関連)
オブザーバー	里山 剛史	(一社)ヨロン島観光協会事務局次長
事務局	麓 誘市郎	与論町役商工観光課課長補佐
事務局	柳田 真希	(一社)ヨロン島観光協会サステナビリティコーディネーター
事務局	小池 利佳	(株)奄美群島環境文化総合研究所(策定業務委託先)

(3)ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインの策定にあたり、対象とする歴史的資源、文化的資源は以下の4種類を設定しました。

- ①有形文化財史跡
- ②無形文化財
- ③名所
- ④観光関連施設

また、「海岸、食文化、伝統技術、動植物、環境、生活文化」およびこれらに関連する資源は、本ガイドラインの対象とはしませんが、リストへの記載は行うものとします。

(4) ガイドラインで使用する凡例

本ガイドラインで対象とする歴史的資源、文化的資源について、利活用の可否とともに、利活用する際の留意点を踏まえた利活用の範囲については、「凡例」としてまとめ、資源リストに掲載することとしました。

以下に「凡例」を示します。

本ガイドラインで設定した地域資源リストの凡例

- FREE：観光客が見に行ったり積極的に観光利用できる資源（公有地、公共施設等）
 - ・観光協会が配布しているマップやデジタルマップ、その他広報物に掲載可
- 条件付-A：観光客に開放しているが民間所有が含まれる資源（権利関係に留意）
 - ・観光協会が配布しているマップやデジタルマップ、その他広報物に掲載可
- 条件付-B：観光客に開放するが公的情報発信は原則として行わない資源
 - ・観光協会が配布しているマップやデジタルマップ、その他広報物への掲載はせず積極的な広報は行わない。
- 条件付-C：ガイドや島民同伴で観光客に開放する資源（拝所や墓所等）
 - ・優先度の高い資源から看板（記載内容等はR6年度に検討）の設置を進める。
- 条件付-D：ガイドや島民であっても管理者や関係者への事前問合せが必要な資源（史跡、名所、祭礼、年中行事等）
 - ・優先度の高い資源から看板（記載内容等はR6年度に検討）の設置を進める。
 - ・管理者の許可が得られない場合は、エコツアーガイドでも案内はできない。
- 非公開：観光客には公開しない資源（危険な場所、民間所有地、公開が困難な資源等）
 - ・地域資源リスト上でもリスト管理者（与論町商工観光課）及び共有者（与論町教育委員会、ヨロン島観光協会）以外は原則として非公開とする。

■ 観光客向けの資源の利用範囲

	自由に見ることができる	ガイド等の同伴の有無
・FREE	○	ガイド無しで見ることができる
・条件付-A	○	ガイド無しで見ることができる
・条件付-B	○	ガイド無しで見ることができる
・条件付-C	×	ガイド等の同伴が必要
・条件付-D	×	ガイド等の同伴が必要
・非公開	×	×

■ エコツアーガイド向けの資源の利用範囲

	自由に案内することができる	案内するための管理者の確認
・FREE	○	管理者への確認は不要
・条件付-A	○	管理者への確認は不要
・条件付-B	○	管理者への確認は不要
・条件付-C	○	管理者への確認は不要
・条件付-D	×	管理者への確認が必要
・非公開	×	×

■ 資源の情報発信の範囲

	印刷物、HP	観光客の SNS	写真撮影	マスコミ取材
・FREE	○	○	○	○
・条件付-A	○	○	○	○
・条件付-B	掲載しない	○	○	○
・条件付-C	掲載しない	資源による	資源による	応相談
・条件付-D	掲載しない	資源による	資源による	応相談
・非公開	掲載しない	×	×	×

3. 与論町文化観光資源ガイドラインの運用

(1) 与論島の既往の観光関連のガイドライン

①ヨロン島 海と陸のアクティビティガイドライン

(一社)ヨロン島観光協会は、令和4年度に「ヨロン島 海と陸のアクティビティガイドライン」を策定しています。

本ガイドラインは、「ヨロン島 海と陸のアクティビティガイドライン」の「陸域のアクティビティガイドライン」に記載している「陸のガイドや観光事業者に気をつけていただきたいこと・守っていただきたいこと」を基本に、与論島の文化観光資源の観光利用と維持管理についてまとめました。

次ページ「ヨロン島 海と陸のアクティビティガイドライン」の「陸域のアクティビティガイドライン」を示します。

**YORON ISLAND
ACTIVITY GUIDELINES**

陸のアクティビティ 島のガイドライン



**陸のガイドや観光事業者に
気をつけていただきたいこと・
守っていただきたいこと**

ヨロン島内の観光全般で守っていただきたいこと

島内の観光は自己責任で

ヨロン島内には、崖などの危険な場所やハチなどの有毒な生物、肌に触れるとかぶれる植物などがあちこちにある一方で、医療機関が少なく、万が一の際、携帯電話が繋がらない場所もあります。

ごみは持ち帰る

島内を観光する際、自分が持ってきたものには責任を持ちましょう。特に生ごみは野良猫などの餌付けにもつながり、プラスチックや金属類などは分解されずに地中に残ってしまいます。

火を使わない

キャンプ場等の許可された場所以外での焚き火やタバコのポイ捨てはやめましょう。山火事の原因になります。

舗装されていない場所にむやみに車両やバイクで乗り入れない

乗り入れた先に道はなく、ぬかるみや段差、道幅が狭くなる場合も多いので危険です。農地や私有地に続く道の可能性もありますので、未舗装路への乗り入れにはご注意ください。

動植物をとらない

動植物をとったり踏みつけたり、トラップを設置したりすることはやめましょう。少しだけなら大丈夫という気持ちは禁物です。

動植物を持ち込まない

ヨロン島にいない生き物（外来種）やペットを捨てないようにしましょう。かわいいペットも野外に放たれると、ヨロン島に生息する動植物の捕食者になってしまいます。また、外来種は生態系のバランスを崩す恐れがあります。

町なかやお店に適した服装で観光する

ヨロン島内の町なかやお店は、島に住んでいる多くの人も利用する日常的な生活空間です。濡れたままの服装や水着のままで歩いたり、お店に入ったりすることはご遠慮ください。

集落の観光で気をつけていただきたいこと

住民の暮らしとプライバシーへの配慮

ヨロン島には、島に住む人の暮らしととても近い観光地が多くあります。住民の暮らしとプライバシーに配慮して観光を楽しみましょう。

迷惑行為はしない

島内の集落は、多くの人が生活している場所です。大きな声や音を出すと近くに住む方々の迷惑になる場合があります。大音量でのカーステレオの使用や、花火など音が出るものの、ドリフト走行などはやめましょう。

民家への立ち入りや覗き見はしない

集落散策や民家周辺で撮影を行う場合は、住民のプライバシーに配慮しましょう。公民館などは、住民の暮らしや活動のために管理されている施設ですので利用する際は管理者に許可を得てください。また、民家だけでなく、集落から離れた農地などへの立ち入りにもご注意ください。

島内の神聖な場所には敬意を払う

ヨロン島には、島の人たちが大切にしている神聖な場所（墓地、風葬跡地、拝所など）があり、多くが分かりづらく私有地です。神聖な場所での無遠慮な見学や写真撮影等は控えましょう。神聖な場所の散策には、エコツアーガイドのご利用をお薦めします。

※拝所は、特定の樹木や岩であることのほか、見晴らしの良い丘や海岸の一部などもあります。

地元の住民には「お邪魔します」の気持ちで

挨拶をきっかけに会話も弾み、観光がより思い出深いものになるはずです。道を尋ねるときも同様です。集落を案内するエコツアーガイドのいる場所もあるので、是非、ご利用ください。

島内の交通で気をつけていただきたいこと

島内の道路では自動車の速度を落とす

島内には細かな脇道も多く、それらは農作業など仕事で使う道でもあり、高齢者のシニアカー（右側通行）なども走るヨロン島の暮らしの道です。島内の道路を通るときは、自動車の速度を落としてヨロン島の生活の風景を感じながら安全で快適な運転をお願いします。

車は交通の迷惑にならない場所に停める

ヨロン島内には、駐車場と間違えそうな私有地や集落で管理している土地もあります。駐車する際には近くに住む人に確認をして下さい。また、島内の道は狭い道も多いため、路上に駐車すると住民の通行の妨げになり危険です。アイドリングもやめましょう。

島の名勝・史跡で気をつけていただきたいこと

構造物には登らないようにしましょう

ヨロン島には、先人の方々が作り上げ今まで引き継がれてきた多くの屋敷跡や城跡、井戸などがあり、これらは一見すると頑丈に見えても、長年の劣化や植物の影響で、脆く、崩れる危険性があるため、通り道になっている通路を使い、石垣や井戸などの構造物の上に乗ったり、寄りかかったりすることは避けましょう。

名勝や史跡内の物品（遺物）は拾わないようにしましょう

ヨロン島には、先人の方々が生きてきた痕跡である道具や、食べた後の貝、時にはお墓の近くから流れてきた先人の骨が落ちていたりします。これらは地域にとって大切な文化財だったり、神聖な場所にあったお供え物の一部かもしれません。アンティークを集めるように無暗に落ちている物品を拾い持ち帰ることはやめましょう。

**陸のガイドや観光事業者に
気をつけていただきたいこと・
守っていただきたいこと（共通事項）**

- ヨロン島で観光ガイドをする際に、島の自然や歴史、文化などを守り、育むための基本的な知識や考えにもとづきお客様をご案内する。
- 写真や資料を使いながら、自然環境の保護保全、集落住民への配慮のもと、地元行政や関係団体と連携しながら、持続的な観光による地域の振興を目指す。



(2)本ガイドラインの運用上の留意点

①本ガイドライン及び資源リストの管理について

本ガイドラインで対象とする資源リストは、与論町商工観光課が管理し、与論町教育委員会及び(一社)ヨロン島観光協会と情報共有を行います。

毎年1回以上実施する予定の資源の見直しでは、資源リストの記載内容や記載している資源の利活用と管理に対する所有者意向を確認します。

②本ガイドライン及び資源リストの評価・見直しについて

本ガイドライン及び資源リストについては、評価・検討委員会(仮称)を年1回以上開催し、ガイドラインの内容等について評価・検討し、必要に応じて見直しを実施することとする。また、委員については、与論町文化財保護審議委員より3名程度、観光関係者(与論島エコツアーガイド連絡協議会、(一社)ヨロン島観光協会等)より3名程度を選出する。

リストに掲載されている資源に与論町の文化財も含まれているため、毎年、資源の見直しを文化財保護審議委員会の開催前のタイミングで実施し、同委員会の了承を得ることとします。また、(一社)ヨロン島観光協会が毎年発行している観光マップを印刷する前のタイミングで実施することで、最新の情報を観光マップにも反映できるようにします。

③地域資源リストと公開範囲について

本ガイドラインで取り上げている地域資源は、本事業で作成する「与論町地域資源リスト」を与論町商工観光課が管理し、与論町教育委員会や(一社)ヨロン島観光協会と情報共有しながら、今後の資源の管理活用に取り組むものとします。

「与論町地域資源リスト」の公開は、凡例の区分をもとに、以下の3段階の公開範囲を設定します。

- 1) 広範な公開 … 凡例の FREE、条件付き-A、-B
- 2) エコツアーガイド等への公開 … 凡例の FREE、条件付き-A、-B、-C、-D
- 3) 資源台帳としての範囲 … 凡例の FREE、条件付き-A、-B、-C、-D、非公開

④その他

令和6年度以降に整備予定の資源の説明や利用の留意点を記載する看板は、整備とあわせて記述内容の検討も隨時、実施します。

(3)今後の与論町文化観光資源の維持管理について

①維持管理体制の考え方

与論町文化観光資源の維持管理は、与論町及び与論町教育委員会と資源の管理者 や関連する民間の組織・団体が連携して実施します。

②維持管理の財源の考え方

資源の維持管理の財源は、官民の利用可能な財源を広く検討し、導入を目指すものとします。

4. 地域資源リスト

地域資源リストは、以下の3段階の公開範囲に沿って、作成しています。

①広範な公開(与論町及びヨロン島観光協会 HP 等で公開)

②エコツアーガイド等への公開

③資源台帳としての範囲(資源リスト管理者及び共有者のみ)

①広範な公開範囲のリスト

②エコツアーガイド等への公開範囲のリスト

③資源台帳としてのリスト

令和5年度
与論町歴史文化観光ガイドライン
令和6年3月
鹿児島県与論町
